



里帰り先(都外)で健診等を受診される方へ～償還払い助成～R8.4

←区ホームページで助成上限額など確認できます。

裏面もあります

妊婦健診受診票等の交付日(母子健康手帳交付日)以降に、国内の契約外医療機関等(都外など、健診の受診票を使用できない医療機関や助産所)で受けた健診等の費用の一部を助成します。確定申告にて医療費控除を受ける場合は、この健診等費用償還払い助成の申請を先に済ませてください。申請から助成決定まで1か月程度かかりますので、ご注意ください。

【助成対象】

国内の契約外医療機関等に支払った健診等の費用を助成します。ただし、助成額には上限があります。

健診・検査の種類	健診等の受診日に、文京区に住民登録が必要な人	助成対象となる健診等に関する注意事項
妊婦健康診査	健診を受けた妊婦本人	妊婦健診1回目は、医療機関での実施分のみ対象となります。
経腹超音波検査	健診を受けた妊婦本人	医療機関での実施分
妊婦子宮頸がん検診	健診を受けた妊婦本人	医療機関での実施分
新生児聴覚検査	検査を受けた児の保護者	生後50日に達する日までに実施の初回検査
産婦健康診査	健診を受けた産婦本人	<u>健診結果を詳細に把握する必要があるため、「産婦健康診査実施のお願い」及び「アンケート様式」を受診医療機関等に提出の上、受診してください。</u>
1か月児健康診査	健診を受けた児本人	<u>健診結果を詳細に把握する必要があるため、「1か月児健康診査実施のお願い」及び「参考様式」を受診医療機関に提出の上、受診してください。</u>

【申請期限】出産日から1年以内

例:令和8年4月1日出産日の場合、令和9年3月31日必着です。

【手続きに必要なもの】

① 未使用の受診票	受診票がない健診分は申請できません。(新生児聴覚検査、産婦健康診査、1か月児健康診査に限り、受診票の再交付申請ができます。)		
② 契約外医療機関等で健診等を受けた時の領収書(コピーを提出していただきます。)			
③ 母子健康手帳 (右記ページのコピーを提出していただきます。手帳によりページが前後する場合があります。)	表紙		母子健康手帳にて受診の記録とその結果の記載がない場合は、受診及び結果を証明する書類の提出が必要となります。
	「妊娠中の経過」	8～9ページ	
	乳児「検査の記録」新生児聴覚検査項目	18ページ	
	「出産後の母体の経過」	15ページ	
	「1か月児健康診査」	21ページ	
④ 印鑑(朱肉を使うもの)			
⑤ 振込口座が確認できるもの(コピーの提出又は窓口での提示)			
⑥ 里帰り出産等妊婦健康診査費等助成申請書兼請求書(区ホームページからダウンロードできます。)			

【産婦健康診査・1か月児健康診査の助成が始まります】

令和8年4月から、産婦健康診査及び1か月児健康診査が費用助成の対象となりました。

*助成の対象は、出産日(出生日)が令和8年4月1日以降の産婦(乳児)に係る健診実施分です。

*令和8年4月から令和8年9月までに産された方は、都内の医療機関等で受診した場合でも、産婦健診及び1か月児健診にかかった費用の一部を償還払いで助成します。(令和8年10月以降は、都内の契約医療機関等で受診する場合は、受診票を提示の上受診してください。)

*令和8年10月以降に都内の契約医療機関等で産婦健診及び1か月児健診を受診した際に、区から受診票の交付を受けていない等の理由により受診票による精算ができなかった場合は、令和9年3月31日までに申請した場合に限り、償還払いにて助成します。

【よくある質問】

質問	回答
申請者は、夫(児の父)でもよいですか。	原則として、申請者欄は妊産婦(児の母)でご申請ください。 例えば、父と母の住所が異なり、児が父の住所地にて住民登録する場合(母と児が異なる住所地に住民登録される場合)などにより父が申請する場合は、申請前に下記問合せ先までご連絡ください。 (母の申請分がないか確認させていただきます。)
口座振込までにどれくらいかかりますか。	1か月半ほどお時間をいただいております。 助成決定しましたら、振込金額を記載した助成決定通知を郵送します。必要書類に不足がある場合は、申請者へ電話にてご連絡いたしますが、必要書類が揃ってから審査となるため、振込までお時間がかかりますのでご承知おきください。
健康保険適用分や国外での健診実施分は、助成の対象となりますか。	助成の対象にはなりません。
文京区から転出後に転出前の受診分の申請はできますか。	申請できます。申請書に記載する住所は、申請日時点の住所をご記入ください。
郵送での申請はできますか。	申請できます。 なお、必要書類に不足がある場合は、申請者へ電話にてご連絡いたしますが、必要書類が全て揃ってから審査となるため、振込までお時間がかかりますのでご承知おきください。

出産後にまとめて申請いただきますようお願いいたします。

【申請・問合せ先】開庁時間:月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

文京区役所健康推進課健康増進係 TEL:03-5803-1961

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター8F 南側